

兵庫県廃棄物処理計画の位置づけ

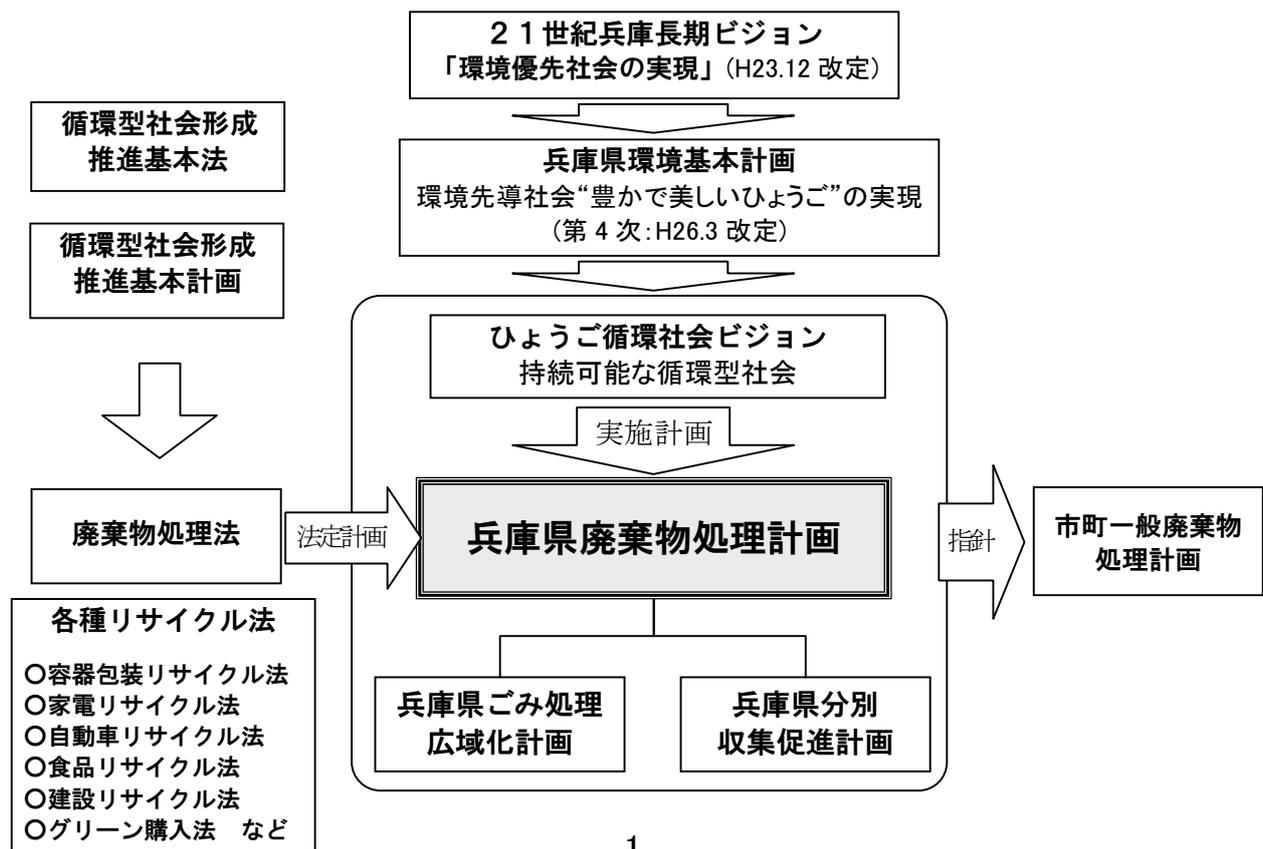
1 計画の位置づけ

- (1) 「21世紀兵庫長期ビジョン」の中で、目指すべき社会像の一つとして、「環境優先社会」を掲げ、これを具体化するものとして「持続可能な循環型社会」の形成を目指す「ひょうご循環社会ビジョン」を平成13年5月に策定した。
- (2) 「第4次兵庫県環境基本計画」(平成26年3月改定)では、「地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現」を目標としており、この兵庫県環境基本計画の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン」の実実施計画として、兵庫県廃棄物処理計画が位置づけられる。

2 計画の性格

本計画は、本県の今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するとともに、以下の性格を併せ持つものである。

- (1) 本計画は、県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、持続可能な循環型社会の実現を目指す指針である。
- (2) 一般廃棄物対策の観点からは、市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針であり、「兵庫県ごみ処理広域化計画」や「兵庫県分別収集促進計画」の基本となる計画である。
- (3) 産業廃棄物対策の観点からは、事業者や処理業者の指導等のための指針である。
- (4) 各種リサイクル関連法に基づく、個別の計画・指針等と相互に連携しながら、循環型社会の実現を目指すものである。



3 関係法令等

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行規則

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>同施行規則</p>
<p>(都道府県廃棄物処理計画) 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項</p> <p>三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に關する事項</p> <p>四 産業廃棄物の処理施設の整備に關する事項</p> <p>五 非常災害時における前三号に掲げる事項に關する施策を實施するために必要な事項</p> <p>3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進) 第五条の六 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(都道府県廃棄物処理計画) 第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百一十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状</p> <p>ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に關する目標</p> <p>ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置</p> <p>ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に關する事項</p> <p>三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に關する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 一般廃棄物の広域的な処理に關する事項</p> <p>ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に關する事項</p> <p>四 産業廃棄物の処理施設の整備に關する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策</p> <p>ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項</p> <p>五 非常災害時における法第五条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に關する施策を實施するために必要な事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に關する事項</p> <p>ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に關する事項</p> <p>ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項</p>

(2) 改正廃棄物処理法施行通知（H27.8.6、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長）

過去の災害では、事前の備えを行っていなかった自治体において、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に混乱がみられたことから、（略）、都道府県が定める、基本方針に即した当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「都道府県廃棄物処理計画」という。）について、非常災害時についての事項を追加することとした。（略）

①非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
（例えば、災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関することを想定。）

②非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
（例えば、災害協定のような地方自治体間や地方自治体と事業者間の連携・協力に関すること、市町村で災害廃棄物の処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく当該処理の全部又は一部の都道府県への事務委託に関することを想定。）

③産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項
（例えば、非常災害時に産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理を行うことを想定した施設の処理余力の把握や施設情報の市町村との共有に関することを想定。）

今般の改正に基づき都道府県廃棄物処理計画を変更するに当たっては、（略）、災害廃棄物対策指針（平成26年3月28日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他その都道府県において既に策定された防災に関する指針・計画等と整合を取りつつ、各地域の実情に応じて必要な事項を定められたい。